

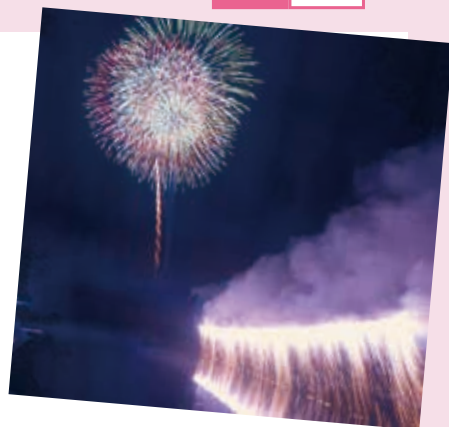
花火大会の開催日が変わります

今年の新城納涼花火大会は8月9日(日)に開催します!

ホームページID 753541741 問合せ 新城市観光協会 (Tel.21-0015)

これまで8月13日に実施していましたが、今年度から、8月第2日曜日に開催します。

※雨天の場合、8月15日(土)に延期します。



日時

8月9日(日)

19:20~20:45

場所 桜淵公園

※開催日をお間違えなく!



今年もぼくの
思い出花火をあげますよ!
見に来てね!

新城市観光大使
マザカルラブリー
村上さん



飲食出店エリア
(わくわくガーデンエリア)

笠岩橋は
18時30分から
花火大会終了まで
通行禁止と
なります。

A 観覧エリア (豊川川岸エリア) B 観覧エリア (大芝生広場エリア) C プレミアム車両観覧エリア D 飲食出店エリア

チケット販売情報

6月下旬から、有料観覧席と駐車場のチケットを販売開始します。どちらも事前購入が必要で、当日券はありません。ご注意ください。詳しくは、観光協会ホームページでご確認ください。

交通規制・駐車場

当日は会場周辺で車両通行止めを伴う交通規制を行います。規制時間や区間は観光協会ホームページでご確認ください。また、花火大会駐車場には限りがあります。会場周辺は非常に混雑しますので、徒歩や公共交通機関、乗り合わせなどでお越しいただくよう、ご協力をお願いします。

有料観覧席

席種	料金	
	一般	小学生
A. 豊川川岸エリア	2,000円/人	1,000円/人
B. 大芝生広場エリア	2,000円/人	1,000円/人
C. プレミアム車両観覧エリア	15,000円/区画(数量限定)	

※小学生未満は無料です。

※Cプレミアム車両観覧エリアは桜淵公園グラウンドの専用区画から直接観覧することができます。

有料駐車場

場所	料金
桜淵公園グラウンド	1,000円/台
新城小学校	



観光協会
ホームページ





戦の前の雰囲気…
合戦行列

全長約90mにも及ぶ大行列が、鳳来総合支所から長篠城址まで約2kmの道のりを練り歩きました。総重量10kgを超える甲冑かっちゆうや着物を身に着けた武将と姫、背旗が風になびく姿が印象的で、鎧兜よろいかぶとの金属音・太鼓や法螺貝ほらがいの音色が、戦へ向かう雰囲気をより一層、醸し出していました。

問合せ 観光課 (TEL 23-7613)

第61回
長篠合戦のぼりまつりを
開催しました

式典はしめやかに

合戦行列の途中から、観光大使のマヂカルラブリー村上さんも参列し、長篠城址本丸場内で式典が執り行われました。戦没者を弔うため、将士子孫や来賓の皆さんがご焼香を焚き、式典は厳かな雰囲気が漂っていました。



今年は武将・姫に扮した15の方が、のぼりまつりを華やかに盛り上げました。サブステージで行われた写真撮影の時間には、幅広い年代の方にリクエストをもらい、織田・徳川連合軍と武田軍の垣根を超えた写真撮影が実現しました。

伝統ある長篠陣太鼓と

気鋭の書道



式典後は、本丸会場で長篠陣太鼓が演奏されました。50年もの伝統ある長篠陣太鼓の音は会場内に響き渡り、観客の体を揺らすほど壮大でした。

長篠陣太鼓の演奏後は、地元の長篠を拠点に活動する気鋭の若手書道家、潤 玲鳳さんによって特大の書道紙に巨大な「長篠」の文字が書かれました。潤さんの書は、6月15日(月)から1か月間、市役所1階の情報カフェに展示される予定です。



初開催!
なりきり
コンテスト

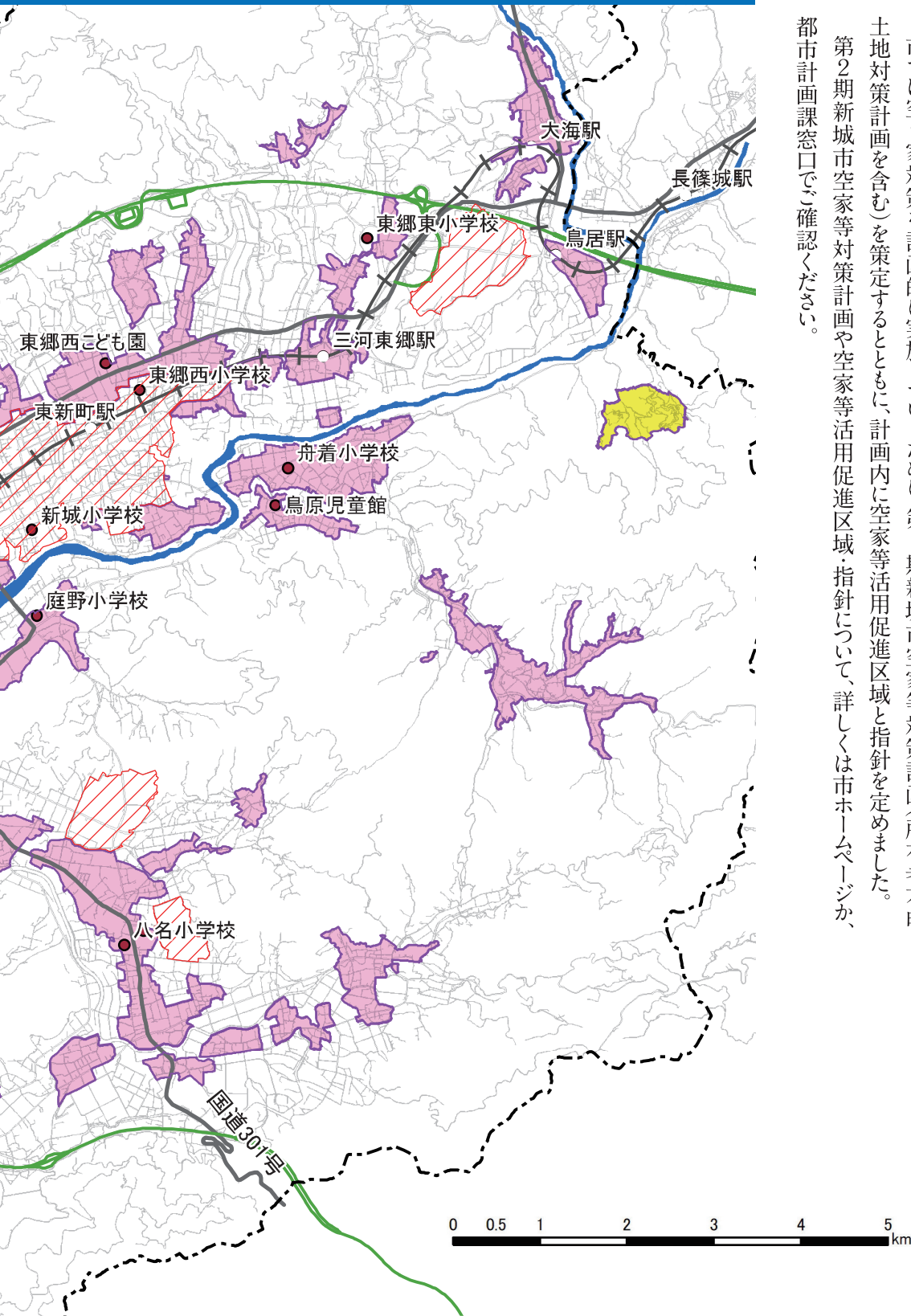
今回初の試みとして、サブステージで「なりきりコンテスト」が開催されました。今年のテーマは「羽柴秀吉」。長篠合戦にも参加した名将になりきってもらいました。観客審査の結果、市内在住の河合秀典さんが優勝者に選ばれました。歌舞伎役者としても活動する河合さんは、甲冑を身にまとい、拍子木に合わせて台詞を発した後、見事な見得を切って秀吉になりきっていました。その姿は観客の注目を集め、会場が盛り上がりました。

マデカルラブリー
村上さんも
イベントに参加



村上さんは式典後、サブステージで鳳来中部小学校の生徒による歴史ガイドに参加しました。小学生との掛け合いの中で、会場から大きな笑いを取っていました。午後の部は、長篠の合戦にまつわる〇×クイズに参加し、鳳来中学校の生徒による司会進行の下、クイズ優勝者にサイン入りTシャツを授与するなど、会場を盛り上げていました。

空家等活用促進区域図



新城市空家等活用促進区域と 指針を定めました

市では空き家対策を計画的に実施していくために、第2期新城市空家等対策計画（所有者不明土地対策計画を含む）を策定するとともに、計画内に空家等活用促進区域と指針を定めました。第2期新城市空家等対策計画や空家等活用促進区域・指針について、詳しくは市ホームページか、都市計画課窓口でご確認ください。

※ゾーンに含まれている場所であっても以下の①、②に該当する区域は活用促進区域から除きます。
 ①土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により指定された土砂災害特別警戒区域（未対策区域に限る）
 ②水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項、第2項の規定により指定された洪水浸水想定区域（浸水深が3メートル以上の区域に限る）

問合せ
 都市計画課（Tel 231-7640）
 ホームページID
 670989262

空家等活用促進区域・指針の概要

経済的社会的活動を促進することを目的に、建築物に対する規制の強い市街化調整区域内の空き家の利活用を促進するため、空家等活用促進区域（集落保全ゾーン・自然景観ゾーン）を定めました。

都市計画法の許可※は必要ですが、空家等活用促進区域内では誘導用途への用途変更が可能であるとともに、誘導用途であれば賃貸も可能となります。

※愛知県開発審査会基準第16号第3項に基づく許可

※都市計画法以外の許可などが必要な場合には別途整理が必要です。

●空家等活用促進区域

[集落保全ゾーン] 古くからの集落を保全する区域

[自然景観ゾーン] 自然景観の保全を図る区域

●活用することが必要な空家等の種類

- ・すべての空家等
- ※おおむね1年間使用されていない建築物

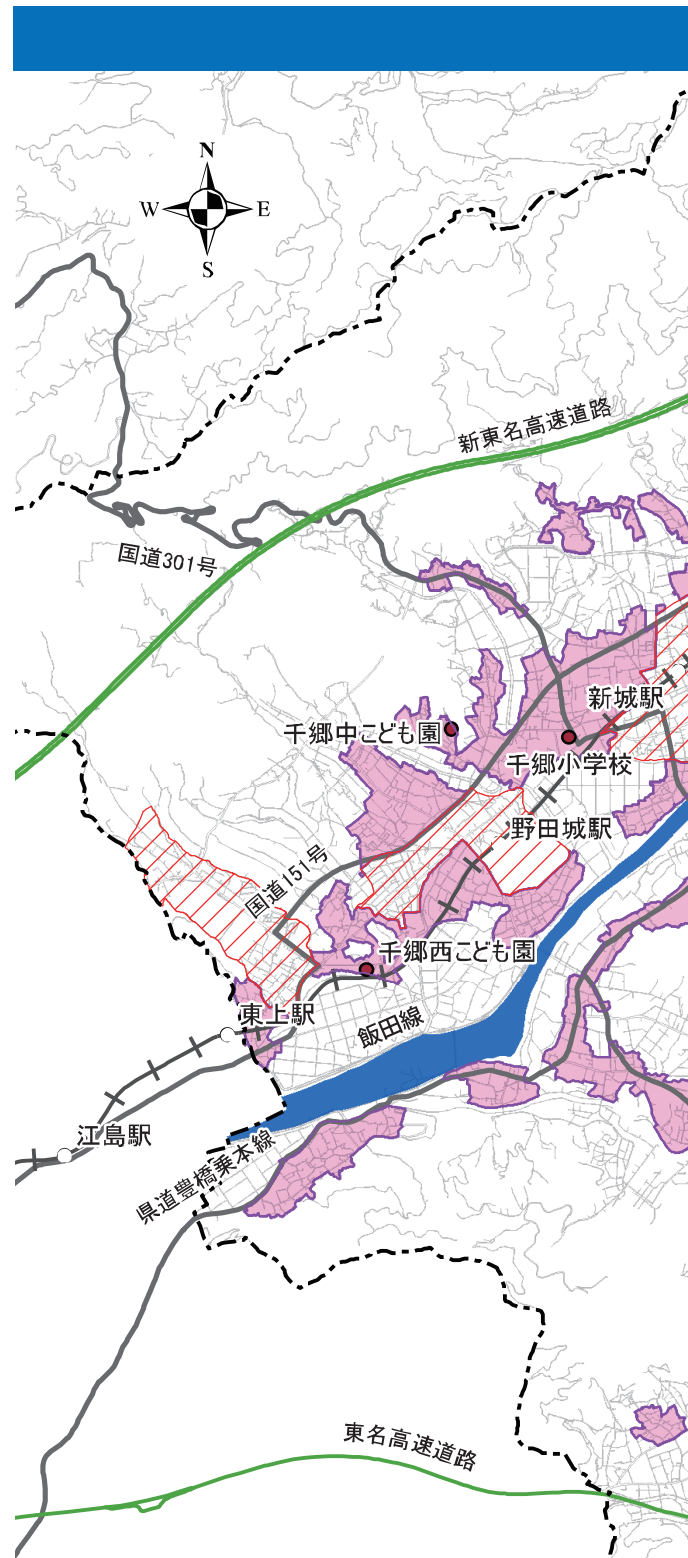
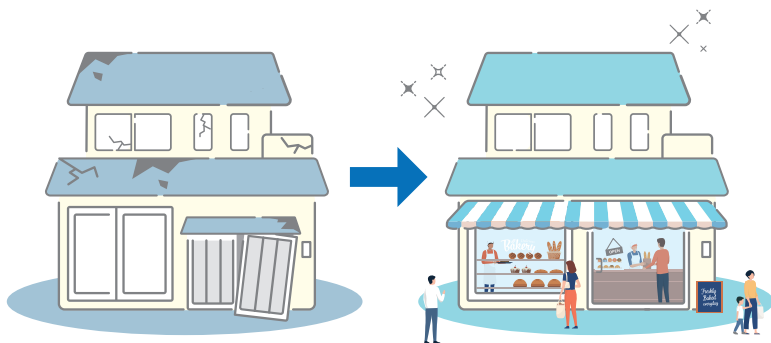
●誘導用途

①集落保全ゾーン

- ・一戸建て住宅
- ・店舗など（飲食品小売業、一般飲食店に限る）
- ・兼用住宅（店舗等と戸建て住宅を兼ねるもの）
- ・市援助団体や地域自治体・地域協議会の活動拠点とするための事務所

②自然景観ゾーン

- ・①集落保全ゾーンの誘導用途
- ・土産物を中心とした物品販売店
- ・兼用住宅（物品販売店と戸建て住宅を兼ねるもの）
- ・旅館、ホテル



凡例	
	市街化区域
	集落保全ゾーン
	自然景観ゾーン
	空家等活用促進区域